

令和3年10月

お客さまへ

大地みらい信用金庫
理事長 遠藤修一

「家族信託」の取扱開始について

平素は弊金庫をお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。

弊金庫では、人生100年時代と言われる中で、お客さまお一人お一人の多様な人生に寄添うことができるよう、遺言信託、事業承継など深い相談にお応えするための相談体制の整備を進めています。

こうしたなかで、今般、相談体制の更なる充実を図るため、道内の信用金庫で初めて認知症による意思能力減退に対応できる「家族信託」の取扱いを、令和3年11月1日から本店（根室市）、札幌支店において取扱いを開始することとしましたのでお知らせします。

今後、開設予定店舗（山の手支店<札幌>）を含め順次取り扱い店舗を拡大していく予定です。

記

1. 【家族信託とは】

本人の代わりに信頼する家族に財産の管理や運用を任せ、確実に実行してもらうための家族間の信託契約です。

これにより、認知症等でご本人の判断力が低下した場合でも、ご家族（子等）が継続的に財産管理を行うことが可能となり、預金の引出し等の預金口座の管理の他、自宅、アパート等の不動産の管理・修繕・売却が行えるようになります。

2. 【取扱内容】

弊金庫では、認知症対策を主目的とした家族信託の「信託口座」開設のご相談を承ります。

3. 【家族信託の一般的なご検討の進め方等について】

家族信託の一般的な進め方は以下のとおりです。

- ① ご本人、ご家族が専門家（弁護士・司法書士・行政書士等）に相談して信託契約書（案）を作成します。
- ② 家族信託の「信託口座」開設が可能な金融機関に相談します。
- ③ 金融機関は、信託契約書（案）が金融機関の取扱条件に合致するか確認します。
- ④ 金融機関は、業務提携している専門家（弁護士・司法書士・行政書士等）にリーガル・チェックを依頼し、口座開設の最終審査を行います。
- ⑤ 信託契約書は公正証書手続きが条件となります。

以上

【本件全般に関するお問い合わせ窓口】
経営企画部 橋本・小野
TEL:0153-24-4102 FAX:0153-24-2801

